

平成20年度
こども青少年局
運営方針



こども青少年局ホームページ
キャラクター「すくすくん」

局運営の基本的な考え方

基本目標

- 「安心して子どもを産み育てられる社会」の実現
- 「次代を担う子どもや青少年が夢や希望を持っていきいきと育ち、暮らすことができる社会」の実現



この基本目標の実現に向け、

行動指針

- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのライフステージを縦断する一貫した施策の展開
- 福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組の推進



をこども青少年局の基本的な行動指針としながら、平成 20 年度は、6 つの重点推進施策

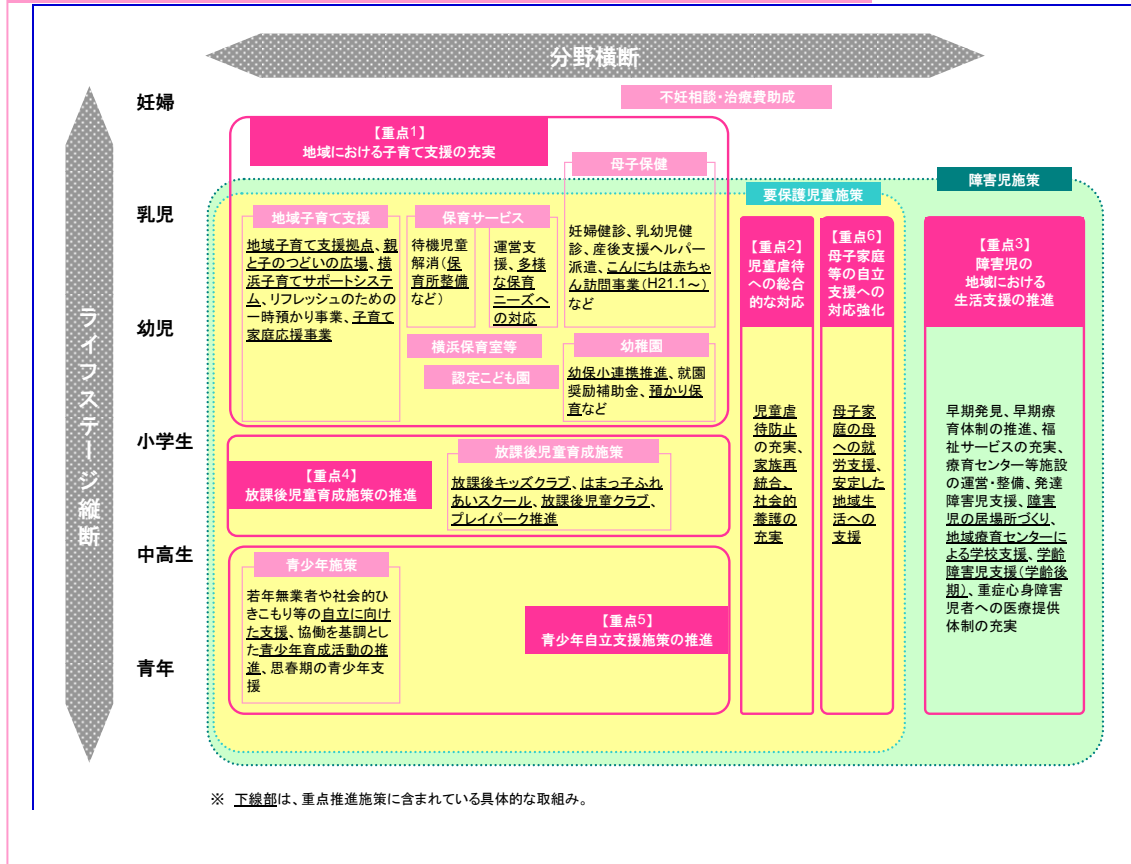
平成 20 年度 6 つの 重点推進施策

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 児童虐待等への総合的な対応
- 3 障害児の地域における生活支援の推進
- 4 放課後児童育成施策の推進
- 5 青少年自立支援施策の推進
- 6 母子家庭等の自立支援への対応強化

を柱とし、市民との協働により様々な施策の充実を図っていきます。



「ライフステージ縦断」と「分野横断」のイメージ



施策を推進するうえでの姿勢

施策の推進にあたっては、組織目標を共有するとともに、職員が目標達成に向け、自ら考え、積極的に挑戦していく職場風土づくりを進めるため、次のような姿勢で取り組みます。

1 市民や現場の声を聴きます

本市の目指す「コンプライアンス」は、単に法令を遵守することにとどまらず、市民や社会からの要請に全力でこたえていくことであり、これこそが市民サービスの基本です。

これを実現するためには、「市民ニーズを的確に捉えているか」「市民の望むサービスが提供できているか」を常に自らに問い掛けていく必要があります。その指標となるのが、「市民の声と現場の声」です。

私たちは、より良い市民サービスを提供するため、現場に足を運び、市民や現場の声を直接聴き、ニーズや課題を把握します。

具体的な取組

- 市民からの提案、苦情、要望については現場に出向いて実態を把握し対応(随時)
- 積極的に現場に出向き、事業者や利用者の意見を聴き、現場の声を事業に反映
- 事業者との意見交換や利用者の声やニーズを把握するためのアンケートの実施

2 明るく活気ある職場、風通しのよい職場をつくります

よりよい市民サービスを提供するためには、係、課、部、局が一丸となって仕事に取り組まなくてはなりません。

そのためには、職員の一人ひとりが組織の目標を理解するとともに、上司、部下、同僚の間の円滑なコミュニケーション、お互いを尊重しながらも言いたいことを自由に言い合える関係を築くことが必要です。

私たちは、あいさつを励行し、自由闊達に議論が行われる明るく風通しのよい職場、組織目標等の情報の共有が図られている職場をつくります。

具体的な取組

- 局長の職場訪問：各課・各施設1回
- 運営方針の策定、振り返りを課(係)会議で実施：
認知度 100%、四半期末ごとに振り返りを実施
- 局長と職員の意見交換会：10回

3 市民ニーズへの的確な対応、課題の迅速な解決に挑戦します

社会経済状況の変化に伴い、市民や社会のニーズは多様化、複雑化しています。縦割りの施策、画一的な取組では、これらに十分対応することは困難です。

市民や現場の声に応えるため、仕事の工夫と改善はもちろん、既存の制度の見直しや新たなルールづくりに取り組まなくてはなりません。また、局内にとどまらず、局を超えた連携や様々な主体との協働も必要となります。

私たちは、前例や既成概念にとらわれず、これまでの仕事を変える勇気と、新たな課題に挑戦する勇気を発揮します。

具体的な取組

- 子どもや青少年の育成を軸とした、事業の質を向上するための取組強化
- 利用者のニーズを踏まえた新規事業の企画・実施及び既存事業の見直し
- 支援機関や地域資源とのネットワークによる青少年の自立支援施策や療育センターによる学校支援等新たな施策を推進し、その成果をパイオニア・モデルとして全国に発信

4

民との協働・共創を推進します

多様化、複雑化する市民ニーズに応じていくには、地域ごとに、きめ細やかな対応をしていく必要があります。そのためには、行政と市民がそれぞれの特性を活かし、協働することで、新たな市民サービスを提供する仕組みを創り出すとともに、取り組んでいくことが重要です。

私たちは、こども青少年分野における民の役割の重要性を踏まえ、民との協働・共創を積極的に推進します。

具体的な取組

- 運営主体との協働による、より質の高いこども青少年施策の実現
- 地域でこども青少年施策に携わる団体のネットワークの構築
- 企業やNPO等民からの事業提案を広く受け入れ、公共性の高い事業の協働実施

5

区役所との連携を強化します

地域を基盤とし、地域特性を踏まえた事業展開を図るには、地域の特性や人材等の地域資源情報を十分に把握している区役所との連携が欠かせません。また、新たな施策の実施や事務の見直し等においても、区の職員の意見を取り入れて行うことにより、よりよい施策の実現が可能となります。

私たちは、区役所ときめ細かい連携を図ることにより、地域の特性に応じた施策を推進していきます。

具体的な取組

- 連携を強化するための打ち合わせや会議の開催及びマニュアル等の作成
- 担当課長会や係長会等を活用した情報の共有の推進
- 事務見直しにおける区の職員を入れたプロジェクトの設置
- HPにおける各区のこども青少年関連情報の一元化

6

ワーク・ライフ・バランスを推進します

責任職のリーダーシップのもと、一人ひとりが業務改善及び情報の共有化に努めることで、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

このことにより、職員一人ひとりのモチベーションがアップし、結果的に質の高い業務が行われるように努めます。

私たちは、ワーク・ライフ・バランスについて考え、業務の効率化を図り、質の高い市民サービスを実現します。

具体的な取組

- 仕事と子育てを両立しやすい職場風土の醸成に取り組み、『やります!4つの「Do!プラン」』を推進
- 業務の効率化による超過勤務時間の削減：対前年度 10%減
- 有給休暇取得率：50%目標(一人当たり年次休暇取得 10日)
- 夏季休暇の連続取得

7

脱温暖化・環境へ配慮します

職員一人ひとりが、脱温暖化・環境に配慮し、職場での不要な照明を控え、ゴミの分別を行うとともに、情報のデータ化や裏紙使用により、コピー用紙の購入量を削減します。また、各家庭においても家エコの取組を行います。

さらに、施策実施にあたり、運営法人等と協働で、子育て家庭や青少年への脱温暖化への啓発及び環境活動の取組を実施していきます。

私たちは、施策を推進するうえではもちろんのこと、家庭においても脱温暖化・環境に配慮することにより、運営法人や事業者、子どもや青少年を含むより多くの市民に脱温暖化行動が定着するよう努めます。

具体的な取組

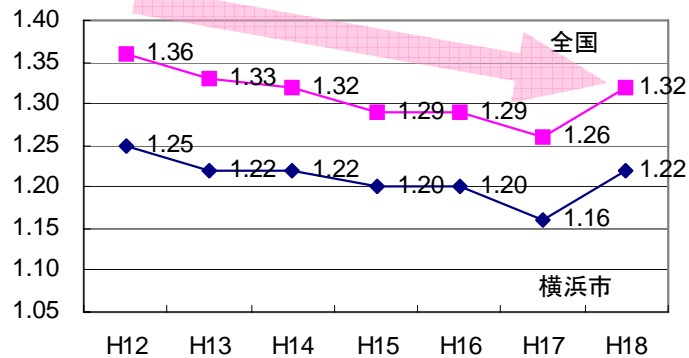
- 始業時前や昼休み等の消灯：100%
- データ化や裏紙使用によるコピー用紙の 1人あたりの購入量削減：対前年度 10%減
- 施設に対する緑化等の働きかけの強化
- 放課後児童育成施策や青少年が参加する社会体験等の事業における、脱温暖化・環境に関するプログラムの積極的導入

地域における子育て支援の充実

取り巻く状況

合計特殊出生率 – 少子化傾向の継続

本市の平成 18 年の合計特殊出生率は 1.22 で、平成 17 年度に比べ若干上昇したものの、全国平均の 1.32 を下回るなど、長期的には少子化の傾向が続いています。

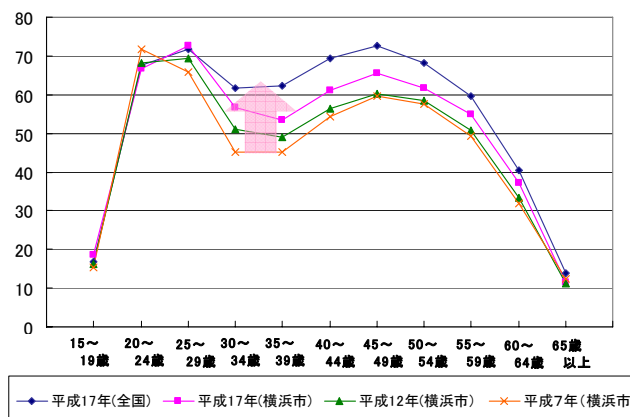


子育て不安 – 妊娠中や出産後 1 か月くらいの間、約 6 割の人が不安定に

平成 16 年に実施した本市のニーズ調査において、「妊娠中、または出産後 1 か月くらいの間、母親が精神的に不安定になったことはありますか」との問いに対し、いずれも約 6 割の母親が「精神的に不安定になった」と回答しており、身近な場所で、子育ての不安を相談できる等、地域における子育て支援が求められています。

女性の就業率 – 20 代後半から 30 代の働く女性が徐々に増加

20 代後半から 30 代の女性の労働力率は、徐々に上昇しており、M字カーブも緩やかに描かれるようになってきました。今後も女性の就業率は上昇することが予想されるため、仕事と子育てや家事などを両立できる環境の整備をより一層進めていく必要があります。



めざすべき姿



地域における様々な子育て支援施策やワーク・ライフ・バランスの推進を市民と協働で進めることにより、子育て中の保護者の子育てに関する様々な不安や負担が軽減されるとともに、子育てに積極的な価値を見いだせる社会や次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができる社会が推進されています。

また、保育所の整備を進め、増加する保育ニーズに対応するとともに、保護者の就労状況にかかわらず利用できる多様な保育サービスを拡充することにより、保育や子育て支援を必要とする子ども・保護者が、気軽に各種のサービスを利用できる環境が整っています。

具体的な取組

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施 **新規** <平成21年1月開始>

保護者が子育てを楽しく感じ、気軽に相談できる地域の風土づくりを進めるため、広く地域で子育て支援にかかわる市民が、生後4か月までの子どもがいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施します。

目標

- 子育て家庭を訪問する従事者の養成(研修の実施) :
研修の参加者数 600人
- 訪問件数 : 2,200件
>> 平成21年1月～3月生まれの赤ちゃんのいるすべての家庭
(里帰り等で不在の家庭と、訪問に同意のない家庭を除く)

(2) 地域子育て支援拠点を中心とする地域における子育て支援の充実

市民と行政が協働して、小学校区程度の徒歩で行ける身近な場所に、親子が交流でき、様々な情報提供や相談などを行う場を確保することを目指すほか、地域の中で子どもを預け、預かる子育てサポートシステムの充実を図り、地域全体で子育て家庭を支える環境を整えていきます。

また、地域の子育て支援の情報共有を進めるため、支援にかかわる多様な市民の情報交換・交流等によりネットワークづくりを進めます。

目標

- 地域子育て支援拠点 利用者数の増 :
延べ153,000人→237,000人 (9か所→12か所)
- 親と子のつどいの広場 利用者数の増 :
延べ85,000人→111,000人 (19か所→25か所)
- 子育てサポートシステム 利用件数の増 :
延べ40,000件→42,000件



中期計画目標値 :
18か所(H22年度末)

中期計画目標値 :
36か所(H22年度末)

(3) 多様な保育ニーズへの対応

就業形態や家族形態の変化に伴い、保育所を利用している世帯だけでなく、子育て家庭の育児ストレスの軽減や緊急時における保育場所の確保など、保育ニーズの多様化に対応するため、一時保育、病児保育等を推進します。

→ 中期計画目標値：
249か所(H22年度末)

→ 中期計画目標値：
18か所(H22年度末)

目標

- 一時保育 利用者数の増：
延べ 108,391 人→120,000 人（193 か所→214 か所）
- 病児保育 利用者数の増：
延べ 2,500 人→2,700 人（5 か所→10 か所）
- 幼稚園預かり保育
利用者数の増：月平均 1,756 人→1,850 人
実施か所数の増：65 園→69 園(H20.4.1→H21.4.1)

(4) 保育所整備等の推進

保育ニーズの増加に対応し、待機児童の解消を進めるため、市有地を活用する「市有地無償貸付」や既存保育所の「増築による定員増」及び既存幼稚園を活用する「認定こども園」など、多様な手法で保育所を整備します。

また、老朽化した民間保育所の改築を進め、入所児童の処遇の向上を図るとともに、定員増を図ります。

→ 中期計画目標値：
約 38,000 人
(H22 年度末)

目標

- 保育所定員の増：
35,582 人→36,657 人（1,075 人定員増）
(H20.4.1→H21.4.1)

(5) 幼・保・小連携の推進

幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実をめざし、育ちと学びの連続性の確保を推進していくため、毎年度 2 地区で実施してきた「モデル園・モデル校事業」を拡大して、今年度は 9 地区(9 区)で連携推進地区事業を実施し、今後全区(1 区 1 地区)に展開していきます。

目標

- 連携推進地区事業の実施地区
2 地区(モデル実施)→9 地区

(6) 市内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進により、父親が子育てに積極的に関わられるようになり、母親の子育てに関する負担や不安の軽減につながることをめざし、中小企業を対象に社会保険労務士などのアドバイザー派遣や事業所内保育施設の設置支援をモデル的に実施するほか、啓発用のリーフレット発行やセミナー、シンポジウムを開催します。



目標

- 取組支援企業(アドバイザー派遣数) :
企業・企業グループ等 6 か所
- 企業向けセミナー、市民向けシンポジウムによるワーク・ライフ・バランスの啓発 : 各 1 回開催
- 小規模事業所内保育施設への整備補助 : 2 事業所

(7) 子育て家庭応援事業 **新規** <平成 20 年 10 月開始>

地域・企業・行政が一体となって子育て家庭を応援しようとする社会的気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「子どもを持ってよかった」と実感できる社会づくりを進めるため、市内の企業や店舗が提供する子育て家庭を応援するサービスや特典を情報発信するとともに、子育て家庭が、それらのサービスを利用できる仕組みをつくります。

【サービス・特典の例】

○%割引、お子さまジュースプレゼント、授乳室あり、ベビーカー貸出 OK 等



目標

- 応援する店舗等の数 : 1,200 店舗
>> 平成 21 年度末までに 3,500 店舗(1 小学校区につき 10 店舗程度)
【参考】横浜市内の小学校数 : 346 校 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

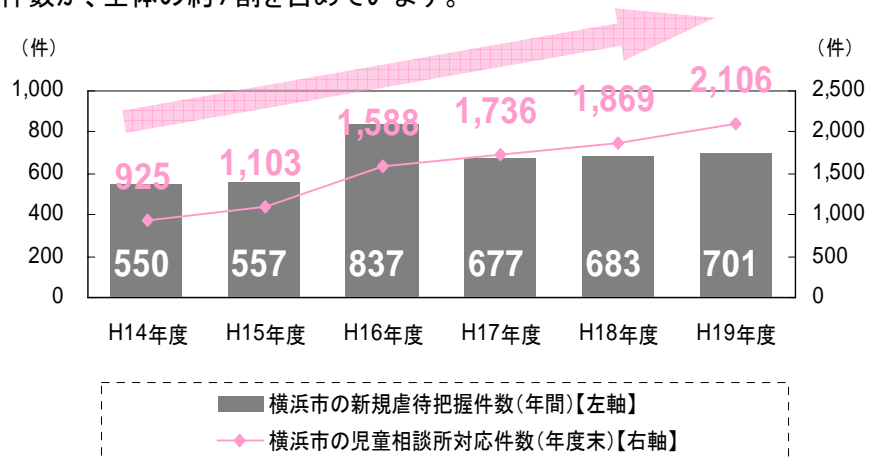
児童虐待等への総合的な対応

取り巻く状況

児童虐待件数は年々増加し、乳幼児や小学校低学年の割合が多い

児童虐待への対応は、長期にわたる支援が必要であり、本市における児童虐待対応件数(児童相談所年度末件数)は年々増加し、19年度末は2,106件となっています。

また、新規虐待把握件数では、乳幼児や小学校低学年の児童への虐待件数が、全体の約7割を占めています。



めざすべき姿

すべての子どもが、家庭において適切な養育を受け、幸せな生活を送ることができるよう、あらゆる社会の構成メンバーが、子育てや児童虐待に関心を持つとともに、不適切な養育の予防や家庭における子育てを支援するための協力体制が整っています。

また、やむを得ず家庭における適切な養育が困難な子どもに対しては、家庭に代わりそれぞれの状況に合う安定した養育を行う環境が整備されています。

具体的な取組

(1) 児童虐待防止

児童虐待の防止には、地域における早期発見・早期対応が重要なため、地域の人々が子育てや児童虐待に関心を持つことを目指し、不適切な養育や児童虐待を予防するためのキャンペーンを実施します。

また、虐待等で児童を家庭から分離した後、再び一緒に生活ができるように、児童のケアとともに家庭で適切な養育が行えるよう家族に対して支援を行う「家族再統合」事業を推進します。



中期計画目標値：
85件(H22年度末)

目標

- STOP 子ども虐待 よこはまキャンペーンの実施：11月
重点広報の拡大：保育所に加え、新たに幼稚園を対象に実施
- 幼稚園・小学校教員等への研修実施：区単位で、全区で実施
- 家族再統合の実現：90件→92件

(2) 社会的養護^(※1)の充実

社会的養護を必要とする子どもに、家庭に代わって、児童へのきめ細やかな生活支援を行うことを目指し、児童養護施設の新築・改築を進め、小規模単位での養育を行えるよう個室化、ユニット化^(※2)を図るなど、適切な生活環境を整えます。

また、里親制度の拡充、家庭型ファミリーグループホーム事業の見直しを行います。

中期計画目標値：
689人(H22年度末)

目標

- 児童養護施設の定員増：556人→568人
(うち市所管施設 386人→398人)

【新築】

1 館目「杜の郷」

—竣工(3月)、開所予定(平成21年度)、定員30人

2 館目「ポート金が谷(仮称)」

—工事着工(9月)、竣工・開所予定(平成21年度)、定員30人

3 館目

—用地選定後、法人の公募開始(3月)、定員30~40人

【改築】「聖母愛児園」

工事出来高50%、竣工予定(平成21年度)、

定員20人増(76人→96人)

【地域小規模児童養護施設^(※3)の設置】

定員6人→18人(1か所→3か所)

- 里親新規登録の増：22組→25組



中期計画目標値：
5か所(H22年度末)

※1 「社会的養護」

虐待をはじめとするさまざまな理由により、家庭において適切な養育を受けることのできない子どもたちを、家庭に代わり乳児院や児童養護施設、里親などが養育すること。

※2 「ユニット化」

少人数で生活(就寝・食事・入浴)できる単位で施設を構成すること。

※3 「地域小規模児童養護施設」

地域の民家等を活用し、養育環境に恵まれない子どもたちを、少人数の家庭的な雰囲気の中できめ細かく養育する施設。

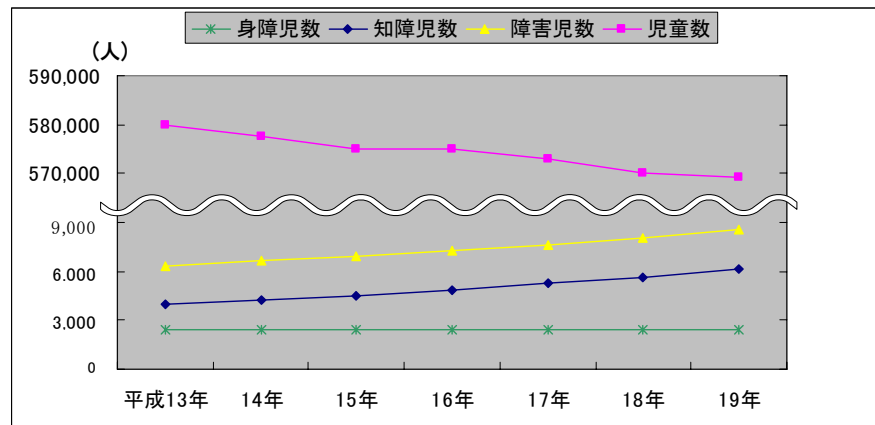
障害児の地域における生活支援の推進

取り巻く状況

本市における障害児の推移

本市では、すでに18歳未満の児童人口は減少傾向に入っていますが、障害児については未だ増加傾向にあります。障害種別ごとに見ていくと、肢体不自由児等の身体障害児は概ね横ばいですが、知的障害児や重症心身障害児者は増加しています。また、地域療育センターを利用する児童のうち、知的な遅れを伴わない児童が半数以上を占めており、発達障害児の増加傾向もうかがわれます。

このように、増加傾向にある障害児とその家族を支援する福祉サービスの充実が求められています。



【参考】市内在宅重症心身障害児者数の推移(過去7か年)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
18歳未満	374	400	412	439	444	448	440
18歳以上	238	252	270	278	294	321	337
合計	612	652	682	717	738	769	777

※「障害児」とは、身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持児童とします。

※「市内在宅重症心身障害児者」とは、本市4児童相談所が把握している人数です。

※「発達障害児」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現し、「日常生活又は社会生活に制限を受ける」18歳未満の児童を言います。(発達障害者支援法第2条抜粋)

めざすべき姿

障害児一人ひとりの状況に配慮した身近な体験交流の場や学習の場、専門的な相談・診療の場が整備され、本人の豊かな成長と将来の自立に向けた良好な環境が整備されるとともに、家族の生活の安定・充実が図られています。

また、障害に理解のある医療機関同士の連携が進み、身近な医療機関から専門的医療機関まで、重度の障害のある子どもも安心して受診できる医療環境が整っています。

具体的な取組

中期計画目標値：
21 か所(H22 年度末)



(1) 障害児居場所づくり事業の拡充

体験や交流を通じて障害児の豊かな人間性を育むことや、家族の就労や余暇等の社会参加の機会が充実し、安定した生活が送れるようになることを目指し、学齢期の障害児が、放課後や夏休みにのびのびと過ごすことのできる居場所を増やします。

目標

- 障害児居場所の利用者数の増：
延べ 11,465 人→19,900 人（8 か所→13 か所）

(2) 地域療育センターによる学校支援

方面別に設置された障害児地域療育センターの専門的知識・ノウハウを活用した「本市ならではの」学校への支援策を展開します。

具体的には、各センターに専任の学校支援スタッフを配置し、小学校の教職員を対象に教室等の環境設定や児童とのコミュニケーションのとり方、教材の活用に関する助言を行うなど、発達障害のある児童等への対応に関する支援を行います。

目標

- 訪問等の技術支援の実施：市内小学校全 346 校へ個別案内し、支援申し込みのあった小学校全校

(3) 学齢障害児支援事業(学齢後期)

中学校期以降の障害児に対し、小児療育相談センターでの診察や個別支援に加え、新たに横浜市総合リハビリテーションセンターにおいて診療を開始し、学齢後期の障害児に対する相談診療体制の充実を図ります。

目標

- 実施機関の増：1 か所(個別支援を中心とした支援機関)
→2 か所(個別支援を中心とした支援機関、診療機能を中心とした支援機関)

(4) 重症心身障害児者への医療提供体制の充実・拡大

重症心身障害児者が身近な医療機関で適切な医療が受けられ、家族とともに在宅でも安心して生活できることを目指し、医療機関情報の提供、医療連携ネットワークの構築など医療提供体制の充実・拡大に取り組みます。

目標

- 重心医療協力医療機関の指定：
指定 0 か所 →

{	日常診療に対応する診療所 6 か所(1 医療圏に 2 か所)
	入院対応できる病院 3 か所(1 医療圏に 1 か所)
	年齢を問わず手術対応できる病院 1 か所(全市で 1 か所)
- 重心医療従事者養成研修の実施：参加看護師 30 人

放課後児童育成施策の推進

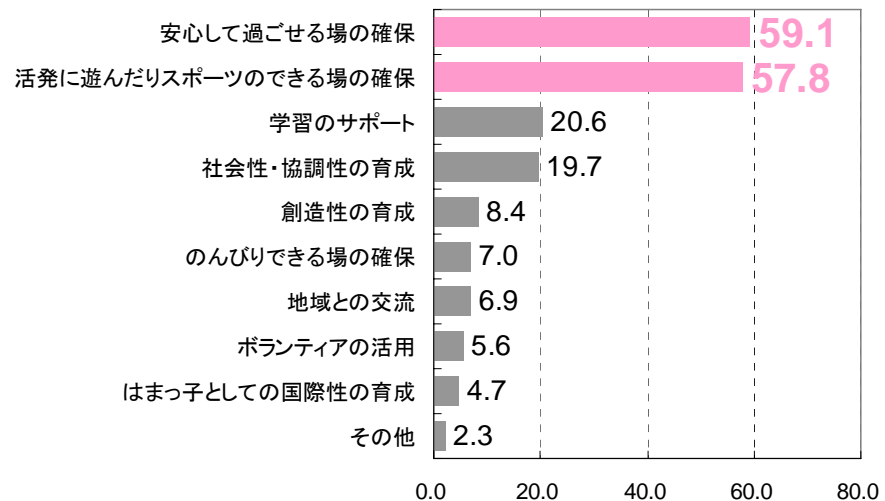
取り巻く状況



すべての子どもたちが、安心して過ごせる場所の確保が必要

女性の就業率の上昇や就労形態の多様化等に伴う留守家庭児童の増加、都市化に伴う安全で自由に遊べる場所の減少、さらには子どもを対象とした犯罪の多発等、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中において、すべての子どもたちが、安心して過ごせる場所の確保が求められています。

(問) 放課後の児童のための横浜市の施策として望むことは何ですか。
主なものを2つに○をつけてください。(N = 6,142、複数回答)



(出典) 放課後児童育成に関する意識調査 (平成 15 年 6 月 横浜市)

めざすべき姿

すべての子どもたちにとって、「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」の“放課後 3 事業”が推進されることにより、安全で快適な放課後の居場所が確保されるとともに、地域の方々の参画により、発達段階に応じた様々な体験プログラムが実施されています。

また、子どもの創造力を生かした自由な遊び場である「プレイパーク」の活動が推進されることにより、子どもの創造力・冒険心が育成されています。

具体的な取組

(1) 放課後児童育成施策

放課後キッズクラブを放課後児童育成施策の中心的事業と位置付け、拡大展開を図るとともに、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ(学童保育)を推進し、放課後の居場所を確保します。

また、運営の質的向上を図るため、放課後キッズクラブへの第三者評価のモデル実施を行うほか、放課後児童育成施策を担う人材育成を充実させます。

>> (参考) 放課後児童育成施策の概要

放課後キッズクラブ	内容	すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所づくりを実施
	19年度	実施48か所、登録児童数12,177人、常勤指導員数100人
はまっ子ふれあいスクール	内容	学校施設を利用し、異年齢児間の遊びや交流を通じて児童の創造性、社会性、自主性を養う居場所づくりを実施
	19年度	実施301か所、登録児童数79,708人、常勤指導員数301人
放課後児童クラブ	内容	地域の理解と協力のもと、留守家庭児童の安全で豊かな放課後を過ごすための居場所づくりを実施
	19年度	実施175クラブ、登録児童数7,612人、常勤指導員数331人

※「登録児童数」は、留守家庭児童実態調査(平成19年10月 横浜市)による



目標

- 放課後児童育成施策 登録児童数の増 : 99,497 人→104,100 人 (全児童数 : 約 192,000 人)
- 第三者評価のモデル実施 : 放課後キッズクラブ 21 か所 (平成 17・18 年度開設分)
- 人材の育成(研修の実施) : 30 回、参加者数延べ 1,500 人

(2) プレイパーク活動の支援

公園の一部を冒険的遊び場として活用し、子どもの創造力・冒険心を育むプレイパーク事業について、市民との協働により、実施か所数を増やすとともに、開催日を増やします。



目標

- プレイパークの利用者数の増 : 延べ 58,791 人→70,000 人 (9 か所→12 か所)

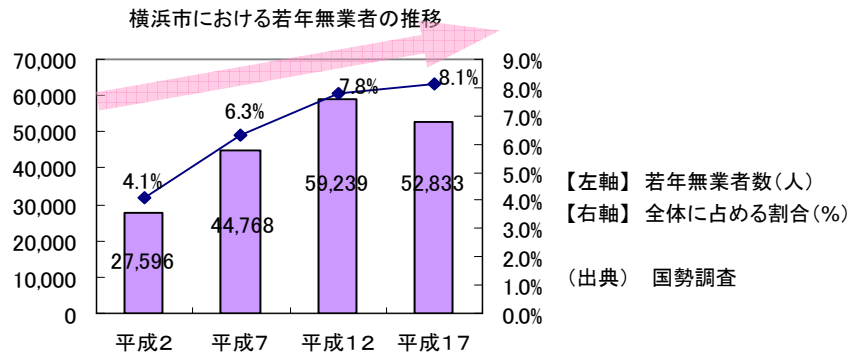
中期計画目標値 : 18 か所(H22 年度末)

青少年自立支援施策の推進

取り巻く状況

青少年の自立支援施策の充実が必要

本市の15歳～34歳の若年無業者(※)は、平成17年は人数で見ると平成12年より減少しているものの、若年無業者の占める割合は増加しており、青少年の自立支援施策の充実が求められています。



※「若年無業者」

学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15歳～34歳の個人(失業者含む)。

めざすべき姿

横浜に暮らす若者が、自立支援団体や企業等のネットワークにより、一人ひとりの状況に応じた、相談や社会参加・就労支援プログラムの実施等、きめ細やかな支援を受けて自立し、生き生きとした人生を送ることが可能となっています。

また、若者が地域に関心を向け、地域の課題解決に向けた地域活動等を地域の人たちと一緒に実施することにより、横浜市がより活力ある素晴らしい都市となっています。

具体的な取組

(1) 若年無業者に対する相談支援機能の充実

無業やひきこもり状態にある若者に対する相談支援機関として、職業的自立を支援する「よこはま若者サポートステーション」、社会参加に向けた支援を行う「青少年相談センター」、地域における自立支援を行う「地域ユースプラザ」の機能充実や連携を図ることで、一人ひとりの青少年の状況に応じたきめ細やかな相談支援を行います。

目標

- よこはま若者サポートステーションの利用者数の増：
延べ 9,503 人→10,000 人
- 地域ユースプラザの利用者数の増：
延べ 1,837 人→5,800 人(1 か所→2 か所)
- 青少年相談センターの利用者数の増：
延べ 9,158 人→9,500 人

中期計画目標値：
よこはまサポートステーションの利用者数 10,400 人 (H22 年度末)
地域ユースプラザの利用者数 13,500 人 (H22 年度末)

(2) 若年無業者に対する社会参加・就労支援プログラムの拡充

無業やひきこもり状態にある若者の社会参加や就労を進めるため、農村と都市の多様な社会資源をネットワークし活用することで、集団生活による生活訓練から就労支援までのプログラムを包括的に提供する「よこはま型若者自立塾」を開設します。

あわせて区役所や学校教育機関、NPO、企業、商店街、農業従事者などとの連携により若年無業者に向けた様々な社会参加や就労支援のプログラムを展開することで、全国に先駆けた青少年自立支援の「パイオニア・モデル」を構築します。



目標

- 「よこはま型若者自立塾」など横浜市が関係する社会参加・就労支援プログラムの利用者の人数の増：延べ1,654人→2,500人
- 横浜市が関係する社会参加・就労支援プログラムを利用することで、就労した若者の人数の増：延べ40人→60人



▲野菜地モノ市

(3) 青少年の地域活動の促進と思春期問題の啓発・社会環境健全化

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、様々な体験等を行うことのできる「青少年の地域活動拠点」を設置すると共に、区役所や小中学校、地域団体との連携によって、児童・生徒に社会体験・職業体験の機会を提供するためのプログラムを全市的に展開します。あわせて思春期問題への啓発及び青少年を取り巻く社会環境健全化に取り組みます。



▲ワークショップ

目標

- 青少年の地域活動拠点の利用者数の増：
延べ2,270人→8,000人（2か所→5か所）
- 社会体験・職業体験プログラム参加者数の増：
延べ3,160人→10,000人
- 思春期問題出前講座への講師派遣の増：
延べ46回→48回（参加者延べ人数の増4,458人→4,800人）
- 深夜パトロール講習会（青少年指導員等対象）：10回

→ 中期計画目標値：
70,000人（18か所）
（H22年度末）

→ 中期計画目標値：
38回（H22年度末）

母子家庭等の自立支援への対応強化

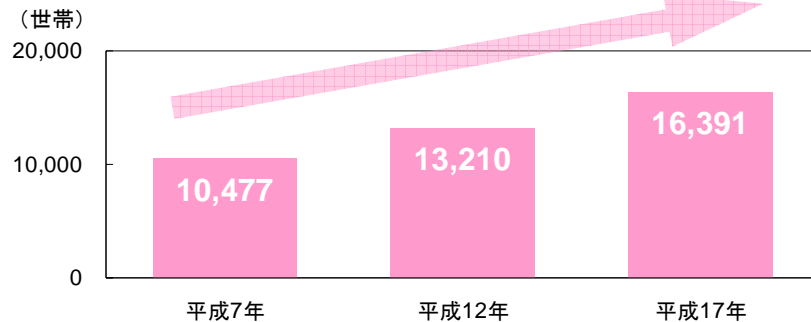
取り巻く状況

母子家庭等の自立支援策の充実が必要

本市母子世帯数は、平成12年から平成17年までの5年間で24%増と大きく増加しています。また、全国調査では、母子世帯の平均所得金額については、全世帯の平均所得金額に比べて低い水準となっています。

このように、母子世帯の多くは、経済的不安や児童の養育、健康面での不安など、生活する上で様々な課題を抱えており、自立支援策のより一層の充実が求められています。

横浜市の母子世帯数



(出典) 国勢調査統計

母子家庭の平均所得金額

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の 母子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万円	36.0
平成17年	563.8万円	213万円	37.8

(出典) 平成18年度全国母子世帯等調査結果報告

めざすべき姿

子育てと生計維持の役割を一人で担う母に対し、就労相談や情報提供などの就労支援に加え、子育てや生活への総合的な支援が充実し、世帯の生活の安定・向上とともに、児童の健全な成長が確保されています。

具体的な取組

(1) 母子家庭の母に対する就労支援

相談から就職につなげるまでの継続的な自立支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」を中心に、ハローワーク等関連機関と協働して就労支援セミナーなどを開催し、母子家庭の母の経済的な自立を目指します。



目標

- 年間支援者数の増 : 延べ 899 人→1,200 人
- 就労者数の増 : 90 人 → 120 人
- 支援セミナー開催 : 9 回

(2) 地域での安定した生活に向けた支援

母子家庭が、母子生活支援施設退所後においても安定した生活が送ることができるよう、退所後 1 年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

また、5 世帯以上の母子家庭が共同して生活する小規模分園型母子生活支援施設を設置し、より地域に近い生活を経験する場を提供して、入所者の自立促進を図ります。

このほか、母親の夜間の急用などの緊急時に、母子生活支援施設で一時的に子どもを預かる夜間養護(トワイライトステイ)を実施するなど、母子家庭等が地域で自立した生活が営めるよう支援を行います。

目標

- 母子生活支援施設退所者向けフォロー支援者の配置 : 3 か所
- 小規模分園型母子生活支援施設の設置 :
1 か所、定員 5~6 世帯
- 夜間養護(トワイライトステイ)の実施施設の設置 :
0 か所→1 か所

中期計画目標値 :
6 か所(H22 年度末)



横浜市 コード
Co-Do 30
2025年までに温室効果ガス排出量を30%削減!

